

鹿児島県職員採用ウェブサイトリニューアル構築業務委託に係る 公募型企画提案（プロポーザル）実施要領

1 募集の趣旨

近年の民間企業等による採用活動の活発化・早期化等により受験者が減少傾向にあり，新規採用職員の確保が難しくなっている現状を踏まえ，更なる受験者確保のためには一層，広報活動に力を入れていく必要がある。

鹿児島県職員採用ウェブサイト（以下，本サイト）では，採用試験情報，職員の仕事内容，県職員で働くことの魅力，各種イベント情報などを様々なアプローチで掲載している。近年の就活生の情報収集はインターネットが定着しており，本サイトの重要性はますます大きくなっている。

しかし，本サイトは，平成30年に開設して以来，7年以上が経過しており，開設当初よりも高度化・多様化する閲覧者のニーズやアクセシビリティへの対応が求められる他，閲覧者が本県で働くイメージをより掴んでもらうためには，職員紹介ページを充実させるなどより好感度の高いサイトへ改修することが必要不可欠となっている。

そこで今回，閲覧者にとって分かりやすく使いやすい，魅力的なサイトへリニューアルすることで，県職員採用に係る情報等を効果的に発信し，受験者確保につなげる。

2 委託業務の概要

鹿児島県職員採用ウェブサイトリニューアル構築等に伴う以下の業務。

- (1) ウェブサイトの開発及び構築
- (2) コンテンツ管理システム（CMS等）の構築
- (3) 本稼働までに必要な機能・総合・運用テスト
- (4) 既存サイトのページコンテンツ移行及び移行後の検証
- (5) ウェブサイトの管理運営
- (6) 操作方法，情報更新等の維持管理マニュアルの作成，操作及び運用等に係る指導・研修
- (7) その他，ウェブサイトが効果的に活用されるための提案等

なお，詳細は，別紙「鹿児島県職員採用ウェブサイトリニューアル構築業務企画提案仕様書」（以下「仕様書」という）によるものとする。

3 提案限度額

提案限度額（消費税を含む。）は次のとおりとし，この金額を超えて提案することはできない。

提案限度額を超えて提案を行った場合は，失格とする。

なお，この金額は，契約時の予定価格を示したものではなく，契約内容の規模を示したものであることに留意すること。

限度額 2,343,000円（税込）

※令和8年3月31日までの保守管理費用を含む

4 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

5 事務を担当する部局の名称及び問合せ先

鹿児島県人事委員会事務局 総務課 任用係
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 鹿児島県行政庁舎12階

電話：099-286-3894

メール：ninyou@pref.kagoshima.lg.jp

6 企画提案参加資格

次の各号の全ての基準を満たしている者のみ、提案参加の資格を得ることができる。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約等に係る競争入札参加資格要綱（平成 14 年鹿児島県告示第 1481 号。以下「資格審査要綱」という。）第 7 条第 3 項の規定により入札参加資格（システム開発業務及びコンピュータ関連保守業務の両方）を有すると決定されたものであって、当該資格を提案参加申請書の提出期限の時点で有する者であること。

なお、当該資格を有しないものは、参加表明書の提出期限までに資格審査要綱に基づく資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

（参考：入札参加資格審査申請方法等）

ア 申請方法

資格審査要綱第 4 条第 1 項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、原則として郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

イ 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 鹿児島県行政庁舎 8 階

電 話：099-286-3826

F A X：099-286-5643

- (2) 提案参加申請書の提出期限の時点で資格審査要綱第 5 条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 委託業務の実施に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。

7 企画提案参加手続

(1) 説明会

実施しない。

(2) 質問書

本企画提案に関して疑義があるときは、質問書（様式 1）を提出し、回答を受けることができる。

ア 提出先

5 に同じ

イ 提出方法

質問書は、電子メールにより提出するものとし、提出期限まで随時受付を実施する。

ウ 提出期限

令和 7 年 7 月 25 日（金）午後 5 時

エ 回答

提出期限までに受け付けた質問書に係る回答は、令和 7 年 8 月 1 日（金）までに質問者へ送付する。

(3) 参加受付

企画提案に参加する者は、参加表明書（様式 2）を提出すること。

ア 提出先

- 5に同じ
- イ 提出方法
参加表明書は、電子メールにより提出すること。
※ 提出後、電話等により送信確認を行うこと。
- ウ 提出期限
令和7年8月8日(金)午後5時
※ 参加表明後、参加を辞退する場合は、辞退届（様式3）を電子メールにより提出すること。

(4) 企画提案書の提出

- ア 提出先
5に同じ
- イ 提出書類
- ① 企画提案書提出届（様式4）
 - ② 法人等調書（様式5）
様式中の項目が記載された会社概要、パンフレット等に替えることができる。
 - ③ 企画提案書（任意様式）
仕様書に基づき、以下の内容が分かる内容であること。
 - ・ ウェブサイトトップページデザイン（PC版、スマホ・タブレット版の2種類）
 - ・ コンテンツの一部
 - ・ イラスト、写真画像等
 - ・ リンクバナー
 - ・ 閲覧者及び更新作業者の利便性や操作性等についての工夫
 - ・ 工程表
 - ・ 本業務を実施するに当たっての実施体制（人数、業務分担内容など）
 - ・ ウェブサイトが効果的に活用されるための提案がある場合、その内容
(例 利用者がウェブサイト内の目的とするページに素早くアクセスするための AI チャットボットによる問い合わせ対応やセマンティック検索の利用等)
※ 経費内で実施できるものに限る。
 - ④ 経費関連積算書（任意様式）
 - ⑤ （参考）令和8年度ウェブサイト保守運用に係る経費関連積算書（任意様式）
- ウ 提出方法
郵送または持参
- エ 提出部数
- ①・・・1部
 - ②～⑤・・・7部
- オ 提出期限
令和7年8月18日(月)午後5時
郵送の場合は、必着。
提出期限までに書類が提出されない場合、辞退したものとみなす。
- カ その他
- ・ 提出期限後の提出書類の再提出及び差替えは認めない。
 - ・ 提出書類等に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
 - ・ 企画提案書は1案に限る。

8 審査の実施

企画提案は、鹿児島県職員採用ウェブサイトリニューアル構築業務委託に係る選定委員会において、提案限度額以内の提案を審査する。

(1) 書類審査

提出された企画提案書に対し、書類審査を行う。

(2) プレゼンテーション

書類審査の後、企画提案内容に関するプレゼンテーションを実施する。

詳細については、参加表明書に記載するメールアドレスに通知書を送付する。

ア 開催日時：令和7年8月21日（木）10:00～

イ 開催場所：鹿児島県行政庁舎 12階人事委員会事務局審理廷

ウ 内容：企画提案内容に関するプレゼンテーション（10分程度）

質疑応答（10分程度）

エ 順番：プレゼンテーションの順番は原則として、企画提案書の提出順とする。

(3) 選考・決定（委託契約方法）

ア 提出された企画提案書のうち、見積金額が提案限度額の範囲内であるものの中から、提案内容を総合的に審査して契約の相手方を決定し、業務委託契約の交渉を行う。

委託契約については、原則として第一選定者とするが、委託に関して必要な協議が合意に至らない場合、又は、提出書類に虚偽の記載がされていた場合はその選定を取り消すとともに、選定委員会で次順位以降の者を繰り上げて、協議の上、契約する。

イ 応募が1事業者のみであった場合、又は、審査の結果同点となった事業者が2社以上あった場合は、選定委員会で協議の上、決定する。

(4) 審査結果の通知

ア 通知日

令和7年8月29日（金）

イ 通知方法

企画提案者全員に対して、参加表明書に記載するメールアドレスに通知書を送付する。

なお、審査結果についての異議申し立ては、一切受け付けない。

(5) 審査基準

別紙「鹿児島県職員採用ウェブサイトリニューアル構築業務委託に係る公募型企画提案（プロポーザル）評価基準」のとおり。

9 提案の無効

(1) 参加資格のない者がした提案は、無効とする。

(2) この要領に定める手続以外の手法により、提案者が選定委員会又は関係者に本企画提案に関する援助を直接又は間接に求めた場合、その提案者の提案は無効とする。

(3) 提出された提出書類が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、提案は無効となることがある。

ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの

イ 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの

ウ 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

オ 虚偽の内容が記載されているもの

10 契約

(1) 契約の締結

契約候補者と、提出された企画提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、本県の契約担当者が別に定める予定価格の範囲内で、契約を締結する。この協議の際、提出された企画提案書の内容を一部変更する場合がある。

また、契約候補者と協議が整わない場合にあつては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(2) 契約書作成の要否

11 契約保証金

委託業務に係る契約保証金は免除する。

12 受託上の留意事項

事業を実施する際、全部を一括して第三者に委託することはできない。

13 公平な企画提案の確保

- (1) 企画提案者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 企画提案者は、競争を制限する目的で他の企画提案者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 企画提案者は、契約候補者の選定前に、他の企画提案者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- (4) 企画提案者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案を公正に執行することができないと認められるときは、当該企画提案者を企画提案に参加させないことがある。
- (5) 本企画提案に要する一切の費用は、企画提案者の負担とする。
- (6) 提出書類は、提案者に無断で使用しないが、審査作業に必要な範囲において複製を作成するものとする。
- (7) 提出された提出書類は返却しない。また、提出後の訂正は認めない。
- (8) 必要により、追加資料提出の要請やヒアリングを実施することがある。
- (9) 県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。
- (10) 選定した提案内容については、行政機関が取得した文書について開示請求があつた場合は、当該企業等の権利や競争上の地位を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。